

プロバイダの責任の在り方 に関する補足資料

平成22年2月22日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

1. プロバイダに求められる侵害対策措置のイメージ

高
↑
↓
低

サービス内容によってレベルは異なるが、共通部分（最低限やるべきこと）もある

フィルタリング等技術的手段の活用

悪質な掲示板が無
いかのチェック

自主的パトロールによる削除

注意喚起や侵害を繰り返したときはサービスを停止する旨の規約の整備・運用

分類(例)	接続サービス提供者	蔵置サーバー提供者	レンタル掲示板事業者	掲示板開設者	動画共有サイト事業者
サービス内容	インターネットに接続する機会を提供	コンテンツを公開する場を提供	多数の者によるコンテンツの共有の場を容易に設けるためのサービス(掲示板)を提供	多数の者によるコンテンツの共有の場を提供	分類や検索を可能にすることで多数の者によるコンテンツの容易に共有できる場を提供
サービス提供者	事業者 (基本的に大手)	事業者や個人 (一部大手と中小)	事業者 (基本的に中小)	事業者や個人 (基本的に中小)	事業者 (一部大手と中小。 シェアは大手が占める。)
公開されるコンテンツとの関係性	—	低	中	高	高
著作権侵害への対応可能性 (通知に基づく削除は除く)	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者をシャットダウンできる。 個々の著作権侵害に関与することは不可能。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者をサービス停止できる。 個々の著作権侵害に関与することは困難。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、悪質な掲示板開設者のサービスを停止できる。 個々のユーザーによる掲示板へのアップロードは関与は困難。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者のアカウントを停止できる。 意識的にチェックして自主的に削除できる。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者のアカウントを停止できる。 意識的にチェックして自主的に削除できる。 フィルタリング等で技術的に削除できる。

※ 関係者からのヒアリングに基づき事務局が独自作成した資料。なお、分類は明確なものではなく、検討に資するために便宜上分けたもの。

2. 著作権侵害コンテンツ検出技術の例(フィンガープリント)

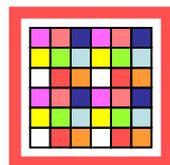
従来は有人監視により対応してきたところ、精度が高いフィンガープリント技術を用いた探索によって効率的に著作権侵害コンテンツを検出することが可能となっている。

権利者側

楽曲、映像



特徴データを抽出し、フィンガープリント化



* 技術にもよるが、1/100以下に圧縮可能

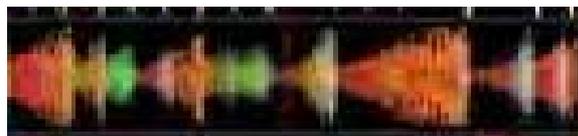
サーバに格納



探索(クローリング)
一致箇所を高速に特定



音や映像にも人間の指紋と同様、特徴的な情報がある。



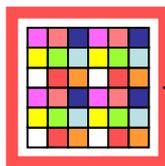
フィンガープリント技術そのものは、レコード会社が正規配信ビジネスにおいても使用している一般的技術。

当該特徴情報を抽出して比較することによって同一コンテンツの検出が可能。なお、非可逆的であり、オリジナル素材が復元されることはない。

字幕、圧縮、フォーマット変換、音声の重なり等の素材変化があっても検知可能。

これらの民間サービス(データ変換・探索・マーケティング用分析等)はその規模にもよるが、現段階では最も小規模で月額十数万円程度～(初期投資は不要)

ネット上の流通コンテンツ(映像、音楽)



フィンガープリントデータ

